

分野全体を取り巻く状況

障害者自立支援法の制定や、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設、国民健康保険制度の改正など、地域で安心して暮らしていくための福祉サービスのあり方や社会保障制度が大きく変更しています。

今後も法改正などを踏まえ福祉サービスの充実や基盤整備に努めていく必要があります。

一方、消費者の抱えるトラブルも多様化しており、消費生活の安定と向上に向けた取り組みも重要です。

分野全体の目的

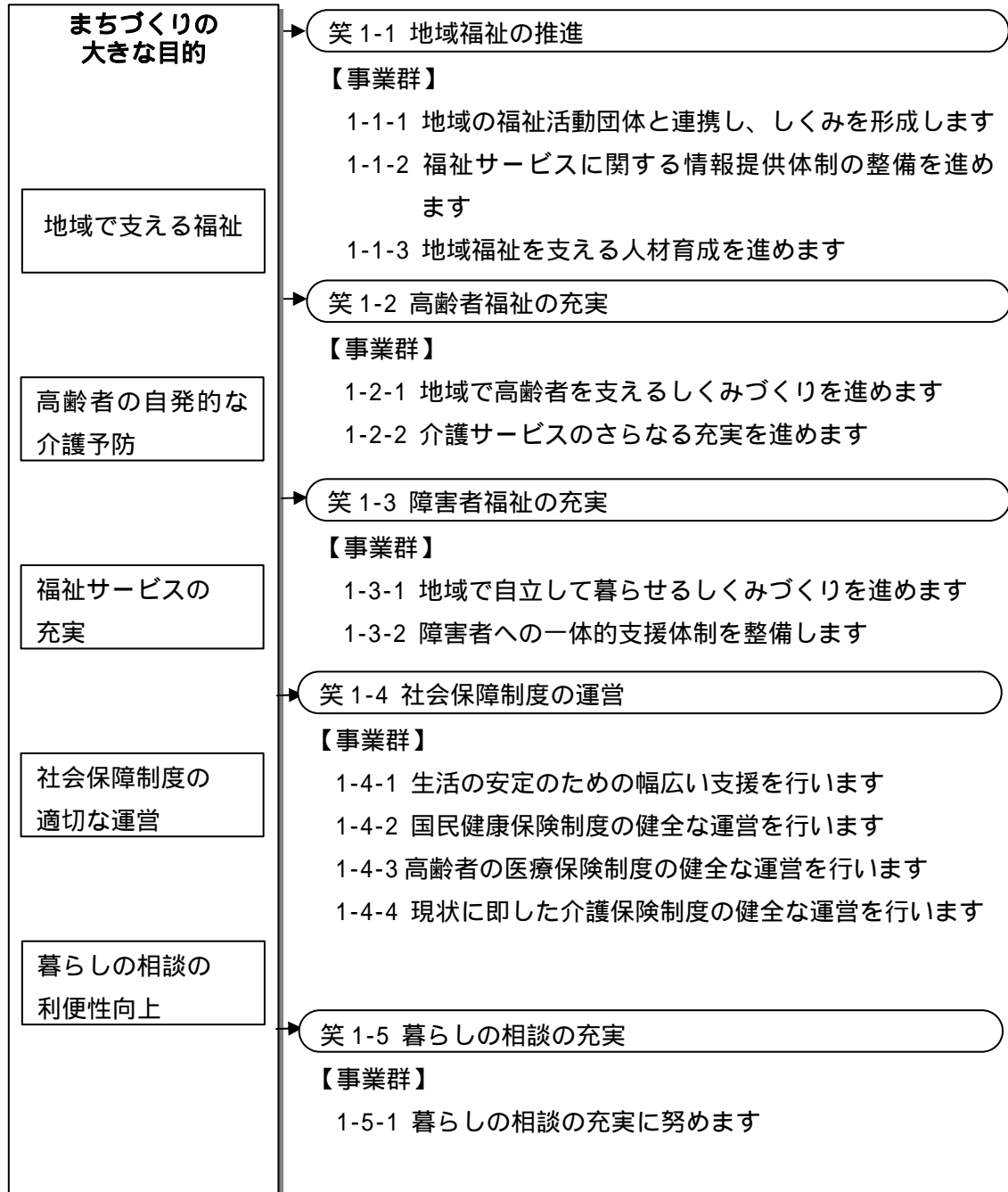
超高齢社会の到来を目前にして、安心して暮らすための福祉の充実は多くの市民の希望です。福祉サービスの形態や仕組みが変化している中、利用者の主体的な選択に応えていくため、サービスの充実と基盤整備が求められています。

これからは、高齢者や障害者(児)に限らず、だれもが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。また、生活支援のサービスや地域での見守り活動など、行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティアなどの連携によって取り組む、生活自立のためのサポート体制を整えます。

そして、介護が必要になったり、障害があったり、生活に困ったときでも、共に支えあうほか、身近な暮らしの相談体制を整え、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築を目指します。

全体施策は次ページへ

図表 2-1 笑1 安心して暮らすために～全体構成



施策を取り巻く現状

高齢化、核家族化、コミュニティの衰退など、福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした中では、地域全体で地域の福祉を支えていく仕組みづくりが必要です。

西東京市では、地域福祉計画に基づく地域福祉の基盤づくりとして、ふれあいのまちづくり事業への支援、福祉関連事業の外部評価の実施、福祉に関係する人材の質の向上支援などを行ってきました。しかし、社会福祉協議会やNPO、民間企業・事業所など様々な主体が西東京市の福祉を支えています。都心部に比べ、自治会等のコミュニティ活動が希薄な傾向があります。

今後は、更に関係機関のネットワークの充実、情報媒体の充実を行うことで、地域福祉のサービスを受ける側にとっても担う側にとっても、充実した地域福祉の環境をつくっていく必要があります。

施策全体の課題

地域で支える福祉のためには、団体及び関係者間で連携した福祉のネットワークづくりの充実を図る必要があります。

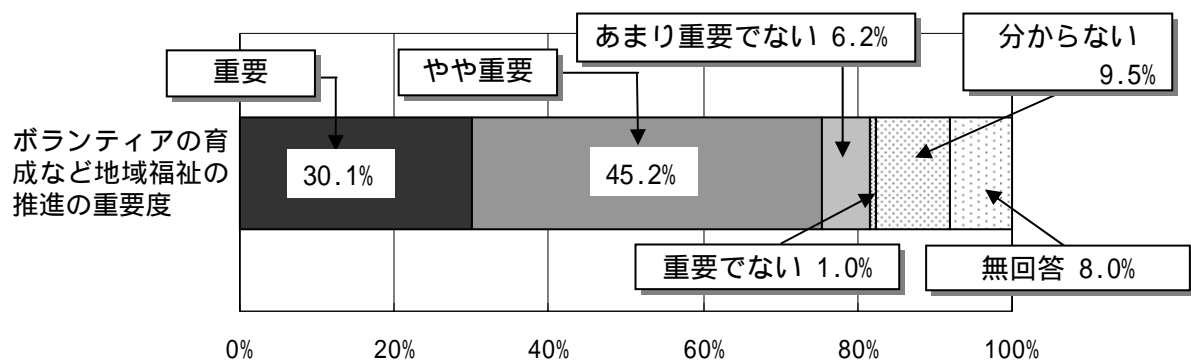
更に高齢者や障害者含め、だれにとっても、情報を得ることのできる場の整備を進める必要があります。

こうした取り組みを通じて、コミュニティ活動のパワーアップを支援し、誰でも安心して暮らすことのできるまちをめざします。

施策実施に向けたキーワード

- ・ つながり・ささえあいの輪をひろげる
- ・ 福祉に関する誰にとっても便利な情報提供

図表 2-2 ボランティアの育成など地域福祉の推進に関する市民意識（重要度）



資料:平成 19 年度 西東京市市民意識調査

用語解説は本施策の最後のページにあります。

笑 1 - 1 地域福祉の推進の目標

多様な福祉サービスの充実とともに、お互いに支えあうしくみを整え、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|------------------|-------------|-------------|-----|--|
| 福祉活動に参加している市民の人数 | | | 調整中 | 福祉活動に参加する市民の人数を指標とすることによって、地域によって支える基盤が測れているかを測る |
| 福祉サービス第三者評価の実施率 | - | 100% | | 福祉サービスの第三者評価を行うことによって、西東京市の地域福祉を受ける側が安心して、サービスをうけることができる状態を目指す |

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 1 - 1 地域の福祉活動団体と連携し、しくみを形成します

- ・ 地域福祉計画に基づき、だれもが地域において質の高いサービスを利用して安心して暮らせるためのまちづくりを計画的に推進します。医療・福祉・介護などに携わる団体と連携して地域福祉の向上に努めます。
- ・ だれもが地域で安心して生活していくために、市と社会福祉協議会が連携し、小地域福祉活動を積極的に進めるとともに、活動しやすい環境整備に努めます。
- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員やNPO・ボランティアなどと連携して、小地域での総合的地域ケアシステムの整備について検討します。
- ・ 判断能力の不十分な人が安心して福祉サービスの利用を受けられるように、成年後見制度の利用支援を図る権利擁護センター「あんしん西東京」をはじめ、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業を支援していきます。

笑 1 - 1 - 2 福祉サービスに関する情報提供体制の整備を進めます

- ・ 福祉情報の総合ネットワークを構築し、市民、事業者、NPOなどに対して、同時、双方向性のある福祉情報を提供していきます。
- ・ 福祉サービス第三者評価制度を普及・推進し、利用者がよりよいサービスを選択できるよう、事業者のサービス内容や評価に関する情報提供を充実していきます。

笑 1-1-3 地域福祉を支える人材育成を進めます

- ・ 地域福祉の担い手であるNPO・ボランティアや、ふれあいのまちづくりなどの地域組織を支援していきます。
- ・ 保健・医療・福祉を中心としたさまざまな領域にわたる調整・アドバイスができる福祉従事者の専門性の向上を図ると共に、ホームヘルパー、生活支援ヘルパーなどの育成にも努めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|----------------------|----|----|-------|
| 福祉人材の育成・支援事業 | | | |
| 地域福祉活動拠点の整備 | | 重点 | |
| 福祉サービス第三者評価の実施 | | | 現在調整中 |
| 権利擁護センター「あんしん西東京」の充実 | | | |
| ふれあいのまちづくり事業への支援 | | 重点 | |

他自治体での動向

- ・ 高齢者がだれにも見守られずに亡くなり、放置される孤独死を防ごうと、情報技術（IT）を使った新たな見守りシステムの実用化に向けた取り組みが広がり始めた。総務省は二月、腕時計型センサーを使って二十四時間体制で体調を把握する実験を行い、東京都水道局は三月、全国で初めて水道使用量から異変を察知する実験を開始している。（東京新聞 2007/05/26）

用語解説

ふれあいのまちづくり事業：小学校通学区域を中心として、地域に住む市民が主役となって行う「住民参加型」のまちづくり活動。各地区の活動を通じて、「世代を超えて交流できるまち」「いざというときに助け合い、支えあえるまち」「安心して暮らせるまち」を目指している。

コミュニティ：(後ほど調べて掲載します)

ふれまち懇談会の様子の写真

福祉活動を行っている人からの一言コラムなどの現場からの声の掲載

施策を取り巻く現状

高齢化が進む中で、介護保険制度の改正や高齢者福祉に関する多様なサービスの出現など、高齢者福祉を取り巻く状況は多様化しています。

西東京市でも、老年人口数は着実に増加しており、将来も増加の見込みとなっています。これまで、ささえあいネットワークによる高齢者の「見守り」を実施し、医療・介護サービスの提供や、北多摩五市による連携地域リハビリステーションの構築などによって、福祉の充実を図ってきました。

今後は、高齢者自身による健康づくりへの支援を行いながら介護予防を促進し、安心して暮らせるまちとなるよう、取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

高齢者が十分な福祉サービスを受け、安心して暮らせるためには、高齢者医療や介護サービスの充実を図る必要があります。

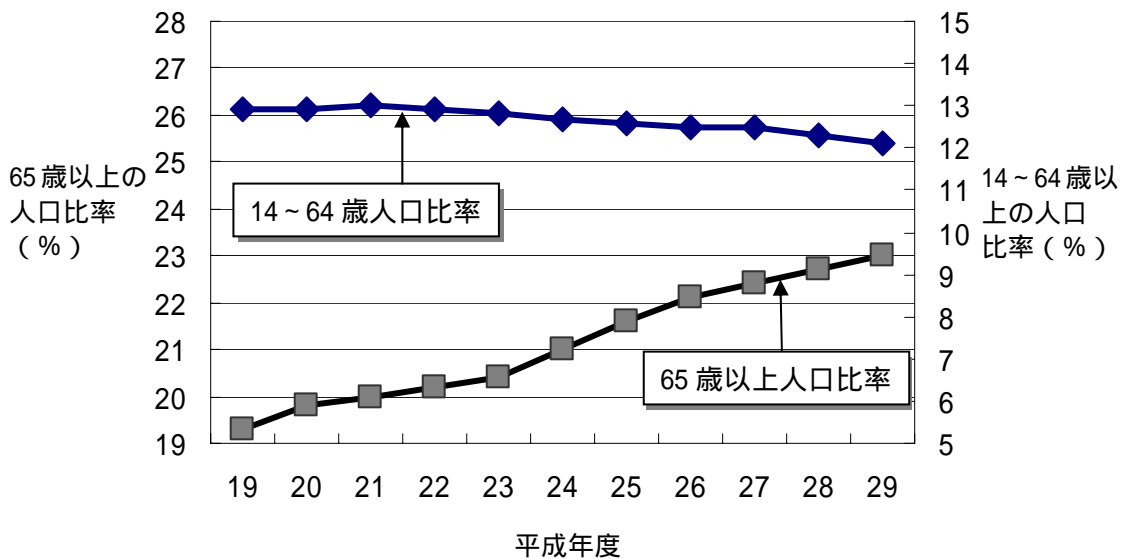
更に、制度変更等に伴い新しいサービスの受け方が必要になっていることを受け、高齢者自らが行う健康づくりへの支援など、介護予防についての取り組みを進める必要があります。

こうした取り組みを通じて、高齢者がいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 介護予防の意識普及啓発の促進
- ・ 地域包括支援センターを中心とした介護サービスの充実

図表 2-3 西東京市の 65 歳以上人口及び 14～64 歳人口比率の推移



資料：平成 19 年度 西東京市人口推計調査報告書

用語解説は、本施策の最終ページに掲載されています。

笑 1 - 2 高齢者福祉の充実の目標

高齢者が住み慣れた地域で安心してすこやかにいきいきと暮らせるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|-------------------|-----------------|-------------|-------|---|
| ささえあいネットワークへの協力員数 | 308人 (H18年度) | 350人 | 現在調整中 | ささえあいネットワークの充実によって地域で支える高齢者福祉の充実を図る |
| 介護予防に関する講座や事業の実施数 | - | 6 | | 介護予防に関する講座や事業を積極的に行うことによって、その大切さや取り組み方について市民への普及啓発を行う |

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 2 - 1 地域で高齢者を支えるしくみづくりを進めます

- ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活ができるよう、高齢者を地域で支えていくための仕組みやネットワーク機能の充実を図っていくと共に、地域の市民などの協力を得ながら地域での見守り活動の拠点整備を進めていきます。
- ・ 高齢者が地域でできるだけ自立した生活がおくれるよう、住宅改修やホームヘルプサービス事業及び配食サービス事業などの充実に取り組んでいきます。

笑 1 - 2 - 2 介護サービスのさらなる充実を進めます

- ・ 介護のいらぬ自立した暮らしを続けてもらうため、個々の健康状態に見合った運動や栄養指導などの介護予防策を推進していきます。
- ・ 介護予防のための様々な事業・活動全体を有機的、機能的に活かせる介護予防事業の連携と新たな事業の推進を図っていきます。
- ・ 医療・保健・福祉の連携のもと、効果的なりハビリテーションのあり方を調査・研究します。
- ・ 要介護・要支援の高齢者が自立した生活を営むことができるよう、ケアマネジメントを支援しながら、介護保険制度に基づく幅広いサービスを提供していきます。
- ・ 市内8ヶ所の地域包括支援センターが、地域の高齢者及び家族の様々な相談に応じ、専門職としての正しい知識の下、介護サービス及び介護予防のマネジメントを行う拠点として活用します。
- ・ 高齢者が安心して住むことのできる見守りやケア付きの住宅施設として、社会福祉法人やNPO、民間企業などとの連携により、認知症高齢者グループホームの整備を進めると共に、高齢者生活基盤施設の整備について検討します。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|--------------------------------------|----|----|-------|
| 地域見守り拠点施設の整備 | | | |
| ホームヘルプサービス事業、住宅改修事業、配食サービス事業等の実施 | | | |
| 民間スポーツクラブの活用、パワーリハビリの導入 | | | 現在調整中 |
| 地域リハビリステーションについての調査・研究 | | | |
| 在宅顔以後支援センター事業（基幹型 1 箇所と地域型 8 箇所との連携） | | | |
| ケアハウス、生活支援ハウス等の整備について検討 | | | |

他自治体での動向

- ・ 稲城市では、高齢者自身がボランティアとして介護に参加する「介護支援ボランティア制度」を平成 19 年 9 月から開始した。ボランティアは、特別養護老人ホームなど市が指定した施設で、入所者の話し相手や外出、散歩の補助などを行う。介護支援ボランティアに高齢者自身が参加することで介護予防への効果もあるとされている。(東京新聞 2007/10/24)

用語解説

ささえあいネットワーク：高齢の方が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民(ささえあい協力員)、事業所(ささえあい協力団体)、民生委員や地域包括支援センターおよび市(高齢者支援課)が相互に連携しあう仕組みを指す。(西東京市ホームページより)

施策を取り巻く現状

障害者基本法の改正、障害者自立支援法の施行により、障害者の自立と社会参加を一層促進することになり、これまで障害の種別ごとに提供していたサービスを一元化することとなりました。

西東京市では、第 1 期西東京市障害福祉計画の相談支援体制の充実、精神障害者への地域生活支援サービス、福祉施設から一般就労への移行推進、施設、病院から地域生活への移行推進の 4 つの視点を基に策定、サービスの充実を図ってきました。

平成 20 年度においては、西東京市障害者基本計画の後期計画及び第 2 期西東京市障害福祉計画の策定を行い、新たなサービス体系の基で、更なる障害者施策の推進を行う必要があります。

施策全体の課題

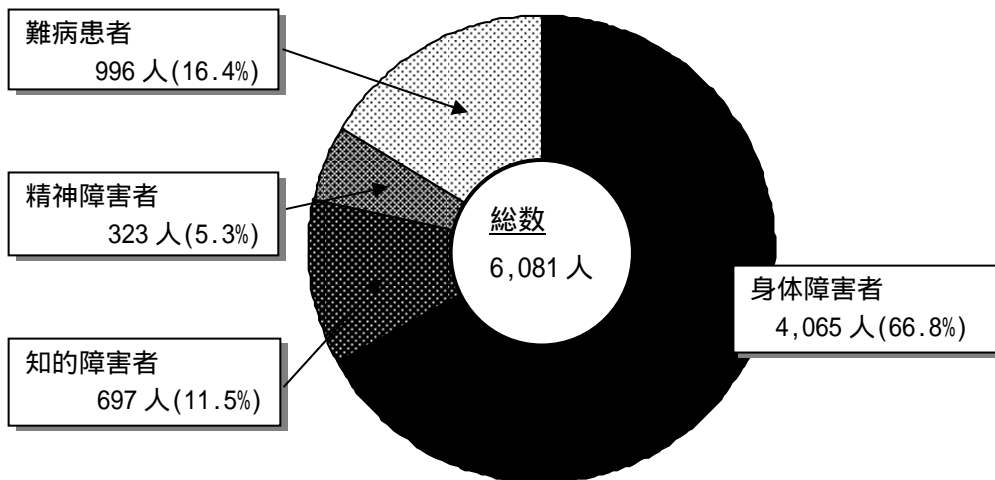
障害者福祉を充実し、障害者が暮らしやすいまちをつくるためには、障害者を取り巻く環境の改善、サービスの充実が必要です。

(仮称)障害者福祉総合センターの建設に併せ、専門職員による相談支援体制の整備、就労支援体制の充実、さらには地域生活への移行支援を行うことで障害者の自立を促進する必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 相談支援体制の整備
- ・ 地域生活への移行支援
- ・ 地域生活支援事業の整備

図表 2-4 西東京市における障害者(児)・難病患者の数



小数点第二位は繰り上げているため 100%にはなりません

資料:平成 16 年度 西東京市障害者基本計画

笑 1 - 3 障害者福祉の充実の目標

障害のある人が、地域で自立した生活をおくることができるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|-------------------|---------------------|-------------|-------|---|
| 移送サービス 利用人数 | 121人 (H19 年度) | 155人 | 現在調整中 | 非常にニーズの高い移送サービスの充実をはかることによって利用人数を増やす |
| 障害者の生活等相談 受理件数 | 89人 | 100人 | | 相談機能を強化することによって、障害者の生活などに関する相談がしやすい環境をつくる |

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 3 - 1 地域で自立して暮らせるしくみづくりを進めます

- ・ 住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービス・ショートステイなど在宅サービスの充実や地域活動支援センターの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。
- ・ 障害者自立支援法の趣旨に基づき、地域活動支援センターを始めとした、地域生活支援事業を推進するなど、障害の状況に配慮した情報提供や相談体制について整理していきます。
- ・ 何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるケアホーム・グループホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、整備を支援していきます。
- ・ インターネット等の情報技術を活用し、各種サービスの内容やサービス提供事業者に関する情報の提供、利用者間の情報交換等を行うネットワークづくりを支援していきます。

笑 1 - 3 - 2 障害者への一体的支援体制を整備します

- ・ 身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めます。
- ・ 障害者の自立と社会参加を促進するため、地域で生活する障害者の総合的な在宅支援の拠点として、相談・就労支援機能等を備えた(仮称)障害者福祉総合センターの建設を進めていきます。
- ・ 自立支援法内事業及び地域生活支援事業への移行・充実や、養護学校卒業者の生活訓練・社会適応訓練等の充実を図っていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|----------------------|----|----|-------|
| 精神障害者地域生活支援センター事業の充実 | | | |
| 心身障害者地域生活支援センター事業の実施 | | | |
| 知的障害者グループホームの整備 | | | |
| 精神障害者グループホームの整備 | | | |
| 障害者生活支援ネットワークの形成 | | 拡充 | 現在調整中 |
| (仮称)障害者福祉総合センター等建設事業 | | 重点 | |
| 障害者福祉センター施設の改修・運営 | | | |
| バリアフリーの街づくり事業 | 新規 | | |
| ノーマライゼーション推進事業 | 新規 | | |
| 移送サービス事業拡大の支援 | 新規 | | |
| 専門相談員の拡充及び窓口相談の充実 | 新規 | | |

用語解説

障害者自立支援法：障害者がより社会に参画しやすい環境をつくりだすために制定された法律。障害者施策を一元化、利用者の利便性向上、就労支援の強化、支給決定のプロセスを明確化、安定的な財源を確保といった5つのポイントが特徴である。平成17年年10月に成立し、平成18年度から順次導入されている。



施策を取り巻く現状

社会保障制度は、誰もが安心して過ごすことができるための仕組みです。

近年、社会保障制度に関する不祥事が相次ぎ、社会保障制度の健全な運営が求められています。

また、医療保険者に特定健康診査・特定保健指導の実施が義務化され、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が創設されるなど、医療保険制度改革が行われております。そうした改正内容について十分に市民に周知すると共に、健全で安定した制度運営を行っていく必要があります。

西東京市では、これまで国民健康保険、老人保健医療、介護保険、生活保護の健全な運営に努めてきました。今後も、制度改正に適切に対応すると共に、生活保護制度については、生活保護対象者が増加している現状を踏まえつつ、引き続き、適正な保護の実施に向けて取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

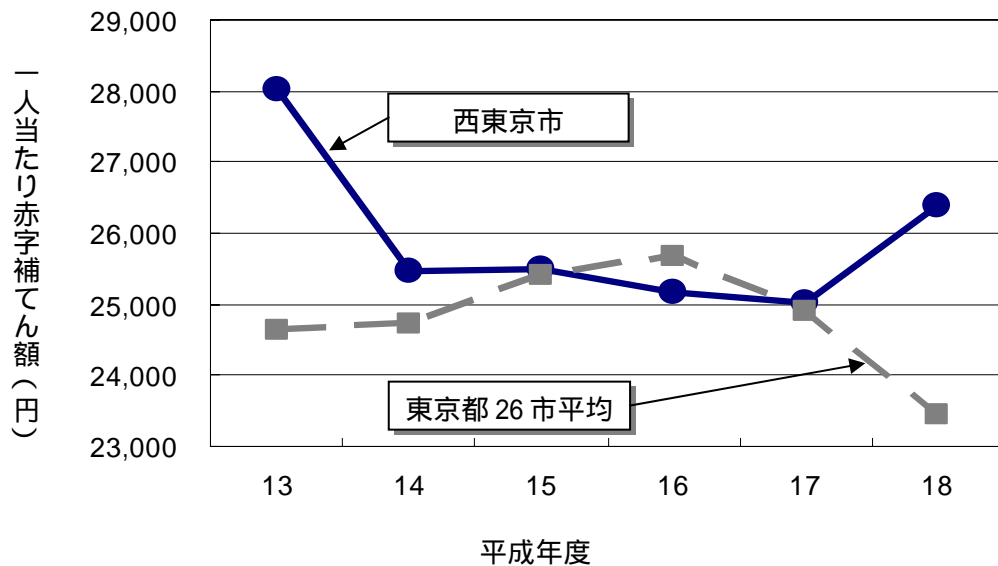
市民が安心して暮らすことができるよう社会保障制度を運営していくためには、国民健康保険制度、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)など、医療保険制度の創設、改正について市民に広く周知すると共に、健全で安定した制度運営を図っていくことが必要です。

こうした取り組みを通じて、安定した社会保障制度の運営を目指します。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 制度変更に伴う市民への周知と適切な運営
- ・ 健全かつ安定した医療保険制度の運営
- ・ 生活保護対象者への自立支援プログラムの実施

図表 2-5 国民健康保険被保険者 1 人当たり国民健康保険赤字補てん額の推移



資料：平成 19 年度 西東京市財政白書(平成 18 年度決算)

笑 1 - 4 社会保障制度の運営の目標

市民のだれもが、健康で文化的な生活がおくれるよう、社会保障制度の適正・健全な運営に努めていきます。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|--------------------|-------------|-------------|-------|--|
| 国民健康保険料の 収納率 | 90.12% | 92% | 現在調整中 | 信頼される制度運営を行うことによって、国民健康保険料の収納率をあげる |
| 介護保険制度への利 用者満足度 | | | | 介護保険制度への評価の検討・実施を通して介護保険制度利用者がどの程度満足しているかを測る |

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 4 - 1 生活の安定のための幅広い支援を行います

- 生活保護制度の適正な運営に努めると共に、被保護世帯の生活の安定と自立を促すため、各種相談や生活支援を図っていきます。

笑 1 - 4 - 2 国民健康保険制度の健全な運営を行います

- 国民健康保険制度の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図ると共に、保険料の改定や徴収率向上など財源の確保に努める一方、医療制度の見直しや財政支援について国や東京都に要請していきます。
- 国民健康保険制度の趣旨普及に向けて啓発活動を推進します。
- 特定健康診査・特定保健指導の実施により被保険者の生活習慣病の予防と生活の質の維持および向上を図ります。

笑 1 - 4 - 3 高齢者の医療保険制度の健全な運営を行います

- 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の健全な運営を実現するため、被保険者である市民の健康保持を図ると共に、保険料の徴収率向上など財源の確保に努めます。一方、医療制度の見直しや財政支援について、東京都後期高齢者医療広域連合と共に、国や東京都へ要請していきます。

笑 1 - 4 - 4 現状に即した介護保険制度の健全な運営を行います

- 介護保険制度を健全に運営していくため、高齢社会と高齢者施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護保険事業計画を見直しながら、介護サービスの充実や基盤整備を進めていきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|----------------------|----|----|-------|
| 法外援護 | | | |
| 国民健康保険の健全な財政運営 | | | |
| 保険事業の充実 | | | |
| 後期高齢者医療制度に関する情報提供 | 新規 | | |
| 高齢者向け保険制度に関する相談事業の強化 | | | |
| 日常的介護予防サービス事業 | | | 現在調整中 |
| 介護保険事業計画の見直し | | | |
| 介護保険制度に関する情報提供 | 新規 | | |
| 会保護権制度に関する相談事業の強化 | 新規 | | |
| 事業者の監視体制の強化 | 新規 | | |
| 介護保険評価の検討・実施 | 新規 | | |

用語解説

- ・ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

現在検討中、後ほど説明文を掲載



施策を取り巻く現状

近年、情報化・情報技術の発展によって、消費者を取り巻く環境が複雑化・多様化しています。これに伴い、消費者が抱えるトラブルも非常に多岐にわたっています。

西東京市では、これまで消費者生活のトラブル等に係る講座の開催や、情報発信による普及啓発事業、弁護士や相談員などによる消費者相談事業を実施してきました。

今後は、それぞれの相談事業を継続するとともに、専門的な助言や支援を受けることができるよう取り組む必要があります。

また、消費者が新たな犯罪などに巻き込まれないよう情報収集、情報発信に努めるなど、消費生活の安定と向上を図る必要があります。

施策全体の課題

消費者が安心して暮らすためには、いつでも相談をすることができ、また適切なアドバイスをもらうことができるような相談体制の充実が必要です。近年増加している消費者トラブルを、未然に防止するための十分な情報収集や情報発信に努めなければなりません。

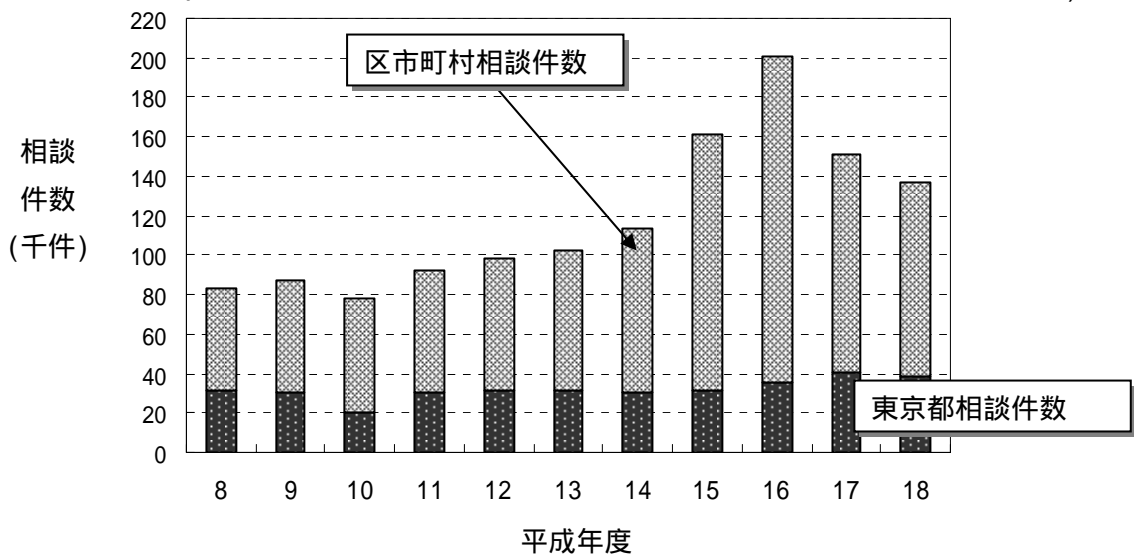
そのために、これまでの取り組みを更に充実していく必要があります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 講座事業・市民相談事業を通じた普及啓発活動
- ・ 情報化の進展による新たな犯罪への対応

図 2-6 東京都・区市町村消費者センター相談件数

(後ほど西東京市相談センターへの相談件数の経年変化を掲載します。)



資料:平成 18 年度 東京都消費者生活相談概要

笑 1 - 5 暮らしの相談の充実の目標

さまざまな相談事業を充実させ、安心して暮らせるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|----------|-------------|-------------|-------|---------------|
| 暮らしの相談件数 | | | 現在調整中 | |

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 1 - 5 - 1 暮らしの相談の充実に努めます

- ・ 市民がかかえる様々な問題解決に向けての相談を充実していくと共に、市民が相談しやすい体制づくりに努めていきます。
- ・ 相談が複数の分野にまたがるもの、他の機関との連携が必要なものなど、多種多様な相談に対して適切な対応をし、具体的支援へとつなげられるよう、相談機能のネットワークを構築していきます。
- ・ 消費生活の安定と向上を図るため、消費者がより相談しやすい体制づくりに努めると共に、消費生活にかかわるトラブルを未然に防ぎ、解決に向けての対応を支援しながら、よりよい消費生活をおくれるよう取り組んでいきます。
- ・ 国や東京都をはじめ関係機関と連携しながら、食の安全などその時々に応じた各種の問題を取り上げ、様々な啓発活動や消費生活講座などを充実していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|-------------------------|----|----|-------|
| 消費生活相談事業、消費生活講座、啓発活動の実施 | | | 現在調整中 |

笑2 元気に暮らすために

分野全体を取り巻く状況

高齢化や、若年層から老年層にまで広がる生活習慣病、こころの病など現代において健康維持は非常に重要な課題です。自ら健康的な生活を送るためには、市民一人ひとりが、日ごろから自主的に健康管理を行うことが必要です。

西東京市では、これまで市民の健康づくりを支援すると共に、地域の医療体制を整備・充実に取り組んできました。また、高齢者や障害者が、地域との交流や就労を通して、いきいきと暮らしていけるよう、地域との交流機会の創出や就労支援を行ってきました。

今後も、一人ひとりが生きがいをもって健康に暮らすことができるよう取り組んでいくと共に、高齢者や障害者の社会参加についての情報提供に努めていく必要があります。

分野全体の目的

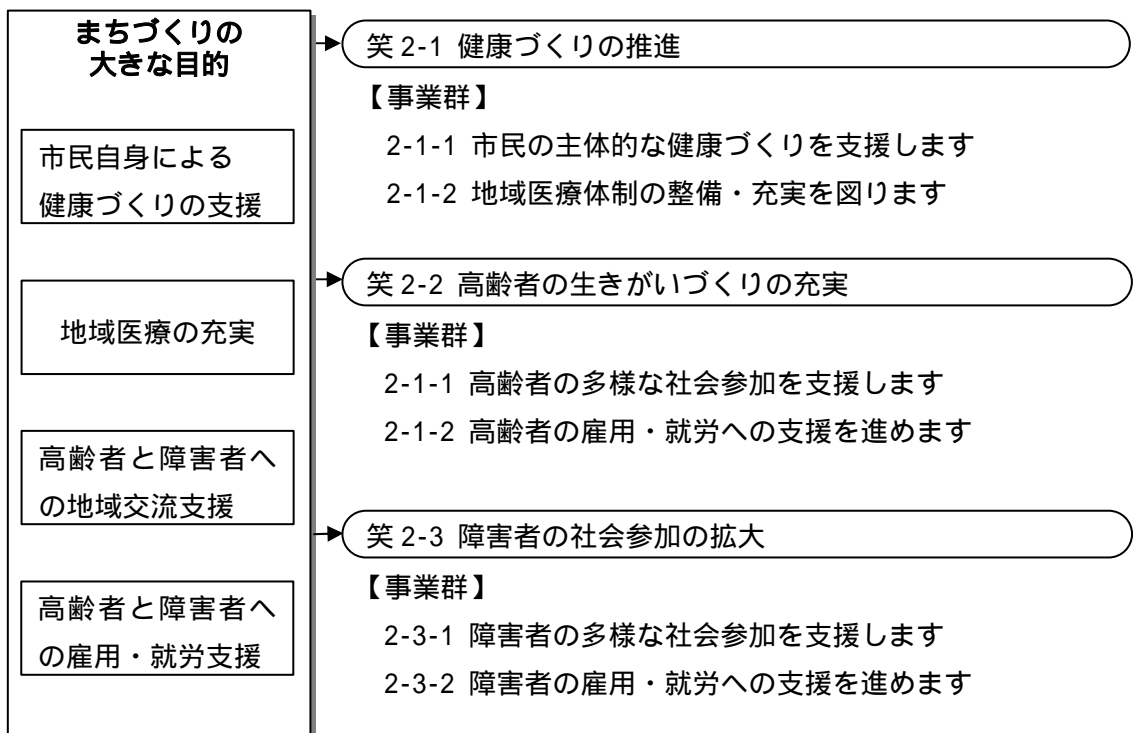
生涯にわたり可能な限り自立した生活を送るために、若いうちから健康づくりを進めていくことは大切です。

これからは、安心できる保健医療体制として、高度医療や救急医療にも対応できる広域的な連携を図ると共に、市民の主体的な健康づくりや健康管理を支援するための取り組みを進めていきます。

また、高齢者や障害者の、労働意欲や社会参加意欲を活かし、地域社会の一員として活動できる仕組みを整えます。

そして、だれもが健康で生きがいをもって暮らし、豊かな人生を送ることができる地域社会を実現します。

図表 2-7 笑2 元気に暮らすために～全体構成





施策を取り巻く現状

近年、子どもから高齢者まで幅広く健康に対する関心が高まっています。西東京市においても、67.3%の人が健康管理に取り組むのは自分自身と考えており、意識調査等からも、非常に多くの市民が、健康に関心があることがわかっています。

西東京市では、市民自身の健康管理への取り組みを支援するため、健康相談、栄養相談、健康診査等、母子保健事業等を実施してきました。また、夜間医療・休日医療、小児救急医療などの地域の医療体制の整備を行うことによって、市民の健康をサポートしてきました。

一方、近年には新しい生活習慣病や強い不安やストレスなどによるこころの病などが増加傾向にあり、対応が必要です。

今後は、引き続き市民自身の取り組みを支援することで健康の保持と病気の早期発見を促すと共に、地域医療の充実など、健康づくりを推進する必要があります。

施策全体の課題

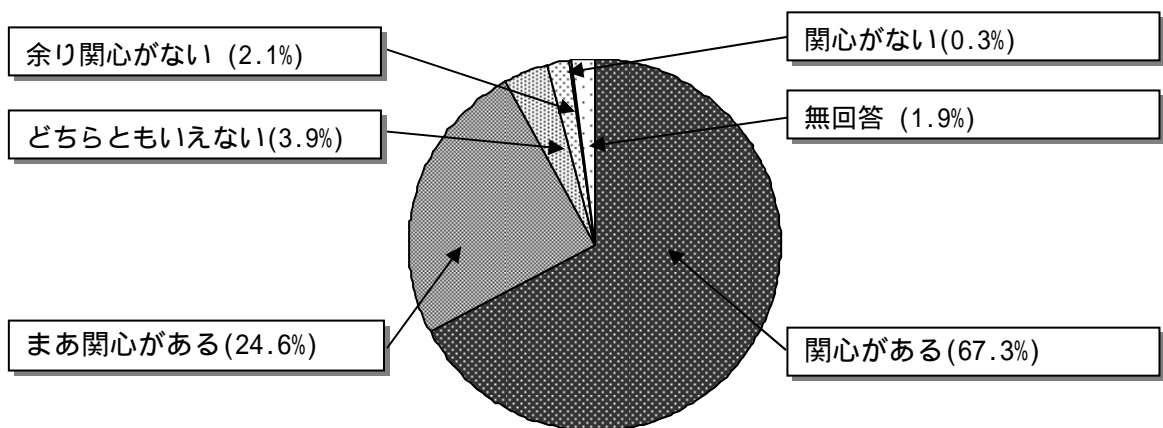
市民自身が健康づくりに取り組み、健康に暮らしていくためには、健康づくりに関する自主的な活動を行う団体への支援や、新たな生活習慣病などについての情報提供や、各種の健康診査を受診できる環境の整備が必要です。

更に、市民の健康をサポートするために小児医療・休日医療の充実、医療に関する情報など、地域医療に関わる基盤整備についても積極的に取り組むことが求められています。

施策実施に向けたキーワード

- ・ 市民の自主的な健康づくりの支援
- ・ こころの病や生活習慣病などへの対応を含めた健康診査、健康相談の充実
- ・ 小児救急医療、休日医療の充実
- ・ 市民ニーズに沿った医療情報の提供

図表 2-8 自分の健康に関心がある西東京市民の割合



資料：平成16年度 西東京市健康づくり推進プラン

笑 2 - 1 健康づくりの推進の目標

乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた、からだと心の健康づくりを支援します。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|-----------|----------------------|-------------|-------|---|
| 基本検診受診者数 | 54.6% H14.3 現在 | 60% | 現在調整中 | 基本検診の受診を行うことによって、自身の健康状態を把握する機会を増やす |
| 休日医療実施病院数 | | | | 休日に診療を行っている病院数を把握することによって、市民にとって利便性の高い医療体制ができていくか検討する |

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 2 - 1 - 1 市民の主体的な健康づくりを支援します

- 市民の健康づくりを推進するために策定した、健康づくり推進プランに基づき、地域における健康づくりを進め、市民の主体的な取り組みを支援すると共に、市報やホームページを活用した情報提供に努めます。
- 市民のニーズをとらえた施策と実施方法の工夫、学校保健・教育との連携、健康推進のための環境整備などを検討していきます。
- 乳幼児とその保護者や妊産婦に対して、きめ細かな相談や健康管理、保健指導などの支援体制を整えていきます。生活習慣病や要介護状態を予防するため、生活指導、健康診査やがん検診などを実施していきます。
- 疾病・老化等により心身の機能が低下している方に対しては、日常生活の自立を助けるため、必要な訓練を行っていきます。
- 健康に対する意識の啓発や健康教育、各種スポーツ教室などを進め、市民の主体的な健康づくりへの取り組みを促していきます。

笑 2 - 1 - 2 地域医療体制の整備・充実を図ります

- だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくと共に、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医の普及を図っていきます。
- 高度医療、救急医療の機能を持つ救命救急センターとしての公立昭和病院の充実に向けていくと共に、救急医療体制の強化として、広域的な連携による医療の充実について関係機関に要請していきます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|---|----|----|--|
| 妊産婦・新生児訪問指導、5歳児歯科検診、母子健康教育相談事業の実施 | | | 保谷・田無の了解上にて健康診査や保健指導、集団指導、個別相談などを行う |
| 健康相談、栄養相談、健康教育、基本健康検査、成人歯科検診、がん検診、機能訓練事業の実施 | | | 現在調整中 |
| 休日診療所の充実 | | | 日曜日・国民の祝日、年末年始の昼間及び準夜間において診療施設を確保し、急病患者に対する診療を実施し、市民の生命と健康を守ることを目的としている。 |
| 小児救急医療体制の整備 | | | |
| 食育に関する事業支援 | 新規 | | |

健康診断の様子や、歯科検診案内のチラシを絵にして掲載するなど



施策を取り巻く現状

西東京市の 65 歳以上の高齢者人口は、平成 17 年 10 月 1 日現在、総人口に対して 18.3% を占め、平成 32 年には 23.7% に達すると推計され、高齢者の生きがいがづくりが求められています。

西東京市は社会参加を通じた健康づくり、就労支援を通じた生きがいがづくりに取り組んできました。しかし、高齢者のひとり暮らしが増加するなど、高齢者と地域社会の交流の欠如といった課題も見られます。

今後は、高齢者が地域社会との積極的な交流を持つことができるよう、社会福祉協議会などの関係機関と協力して、多世代と高齢者の交流を進めるほか、シルバー人材センターへの適切な支援や、就労・起業支援講座等の実施を通じて、就労を通じた生きがいがづくりに取り組んでいく必要があります。

施策全体の課題

高齢者が健康に暮らしていくためには、多世代との交流を通じて社会に参加し、活動することも重要です。

そのため、高齢者の社会参加のための情報提供に努めます。

また、様々な形態の就労支援を行うことで、高齢者の生きがいがづくりを支援することが必要です。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 他世代との交流による社会参加への支援
- ・ 社会参加を通じた健康の維持
- ・ 様々な就労形態の検討と支援の実施

図表 2-9 シルバー人材センターホームページ

(<http://www.sjc.ne.jp/wtoko1/index.htm>)



用語解説

シルバー人材センター：高齢者の雇用の安定等に関する法律によって設置された公益法人。高齢者が経験や知識、能力を活かし、身近な地域で多様な働き方をすることを目的としている。

笑 2 - 2 高齢者の生きがいづくりの充実の目標

高齢者が地域のなかで生きがいをもって人生をおくることができるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|---------------|-------------|-------------|-------|---------------|
| シルバー人材センター稼働率 | - | 80% | 現在調整中 | |
| 老人クラブへの参加者数 | - | | | |

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 2 - 2 - 1 高齢者の多様な社会参加を支援します

- ・ 高齢者の知識や経験を若い世代に伝えるための世代間交流を深めたり、健康の保持・増進のためのスポーツやレクリエーション活動の促進、知識・教養の向上、社会奉仕活動など、高齢者の生きがいづくりに必要な機会の充実を図ります。
- ・ 地域の高齢者の生きがい対策の拠点である、福祉会館の建替えや改修を計画的に進めると共に、地域の多様なニーズに応えるための複合機能をもった施設として再構築を図ります。

笑 2 - 2 - 2 高齢者の雇用・就労への支援を進めます

- ・ 高齢者が地域社会の一員として、豊かな知識や経験、能力を活かせる就労の場を確保します。そのために、シルバー人材センターの運営を支援していくと共に、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、就労支援の拡充に努めます。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|----------------|----|----|-------|
| シルバー人材センターへの支援 | | | |
| 高齢者就業相談機能の強化 | | | 現在調整中 |
| 老人クラブ、高齢者大学の充実 | | 重点 | |
| 世代間交流事業の実施 | 新規 | | |
| 福社会館の計画的な整備 | | 合併 | |

高齢者大学の様子、高齢者がシルバー人材センターで相談を受けている様子など



施策を取り巻く現状

平成 18 年度に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの一元化、障害者の社会参加の機会拡大など、障害者が自立して社会で暮らすことができるための環境整備が求められています。

そのため、市や企業が、障害者の社会参加や就労の機会をできるだけ多く提供することが必要です。

西東京市では、これまで、移送サービスの実施、スポーツ等支援事業、市役所職場体験実習の実施といった障害者の社会参加及び就労を促す取り組みをすすめてきました。

今後も、障害者がさらに社会と関わり、社会参加や就労により生きがいを感じられるよう、参加の機会を確保していくことが必要です。

施策全体の課題

障害者が、社会参加や就労を通じて生き生きと暮らすためには、更なるサービスの充実と就労に関する支援が必要です。

社会参加については手話通訳者等の派遣や移動支援などの地域生活支援事業の充実を図ると共に、就労支援については就労支援センターの体制強化により拡充していく必要があります。

特に、障害者自立支援法の施行により現在の福祉作業所や小規模通所授産施設や精神障害者共同作業所等においては、平成 23 年度までに新たなサービス体系に移行することになり、大幅な再編が必要になります。

施策実施へ向けたキーワード

- ・ 様々な形態による就労体験の充実
- ・ 地域との交流を促進することによる地域生活への移行支援
- ・ 就労支援体制の強化
- ・ 施設の新たなサービス体系への移行

用語解説

小規模通所授産施設：障害者向けに作業を通じて健康維持や生活習慣を習得させることを目的とする施設、通う施設なので通所施設という。これまでは定員 20 人以上であったが、社会福祉法の改正により、新たに定員 10 名以上 19 名以下の通所授産施設を小規模通所授産施設として定義することになった。

新たなサービス体系：これまで、障害者福祉サービスは、居宅サービス（ホームヘルプ・デイサービス・ショートステイ・グループホーム）と施設サービス（通所・入所）に大きく分けられていましたが、障害者自立支援法施行後、介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業に再編されました。さらに施設体系についても従来、障害種別ごとに設けられていた施設の種別・事業は、療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センターの 6 つの「日中活動」と「居住支援」に再編されました。

笑 2 - 3 障害者の社会参加の拡大の目標

障害のある人が、地域のなかで、元気に生きがいをもって暮らせるまちをめざします。

施策の成果を示す代表的な指標と5年後の姿(目標値)

| 代表的な指標 | 19年度 実績値 | 25年度 目標値 | 方向 | 指標設定の理由、目標の根拠 |
|---------------------|-------------|-------------|----|---------------|
| 就労支援事業 利用者数 | - | | | |
| パソコン講座に参加 した市民の数 | | | | |

現在調整中

施策展開の主な取り組み～課題解決の方向性～

笑 2 - 3 - 1 障害者の多様な社会参加を支援します

- ・ 障害のある人もない人も、地域のなかで共に生活していける環境を整えていきます。
- ・ 障害者が生涯学習や文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動を楽しむことができるよう、機会の提供を図っていきます。

笑 2 - 3 - 2 障害者の雇用・就労への支援を進めます

- ・ 障害者就労支援センターを中心に、養護学校や公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、障害者の就労の機会の拡大を図ると共に、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、市として雇用に努めます。また、社会福祉法人、NPO、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります。
- ・ 障害者自立支援法に定められた事業形態の立ち上げを活性化させる支援や、小規模通所授産施設等の障害者自立支援法内事業への移行に係る支援、自立と経営の安定化を図るための支援、市の仕事の発注や授産製品の販路拡大などの支援を行います。

この施策の事業体系～目標への具体的取り組み～(仮)

| 事業名 | 年次 | 性質 | 事業概要 |
|---------------------|----|----|--------------|
| 障害者(児)スポーツ等支援事業の実施 | | 重点 | |
| 障害者(児)の移送支援 | | | |
| 障害者就労支援援助事業の充実 | | | |
| 小規模通所授産施設等法内化支援 | | | |
| 障害者生活支援のネットワーク形成 | | 拡充 | |
| 移送サービス事業拡大の支援 | | | 現在調整中 |
| 障害者の就労に係わる関係機関との連携 | | | |
| 障害者の就労に関するカウンセリング事業 | | | |
| 障害者の1日就労体験 | | | |
| 就労支援機器の導入支援 | | | |

小規模通所授産施設の様子を写真などで掲載します